



子ども家庭支援論⑦⑧

特別なニーズを有する

家庭への支援

東北こども専門学院

30 Nov. 2023

担当：鑑さやか



特別なニーズを有する家庭への支援体制

①障害児に対する支援体制

乳幼児健康診査・障害児相談支援



児童福祉法、障害者基本法、発達障害者支援法、
障害者総合支援法等に基づき支援が行われる

経済的支援 … 特別児童扶養手当、障害児福祉手当

日常生活支援 … 児童発達支援センター等での療育
病院等での治療・訓練
保育所等での統合保育 など

※統合保育を行なっている場合発達障害児への支援として、
保育所等訪問支援、各自治体による巡回相談等が行われる



②児童虐待・DVへの支援体制

* 児童虐待

- 法律：児童虐待の防止等に関する法律
早期発見：1歳6か月検診、3歳児検診
対応機関：市町村、児童相談所等 ※原則市町村が中心

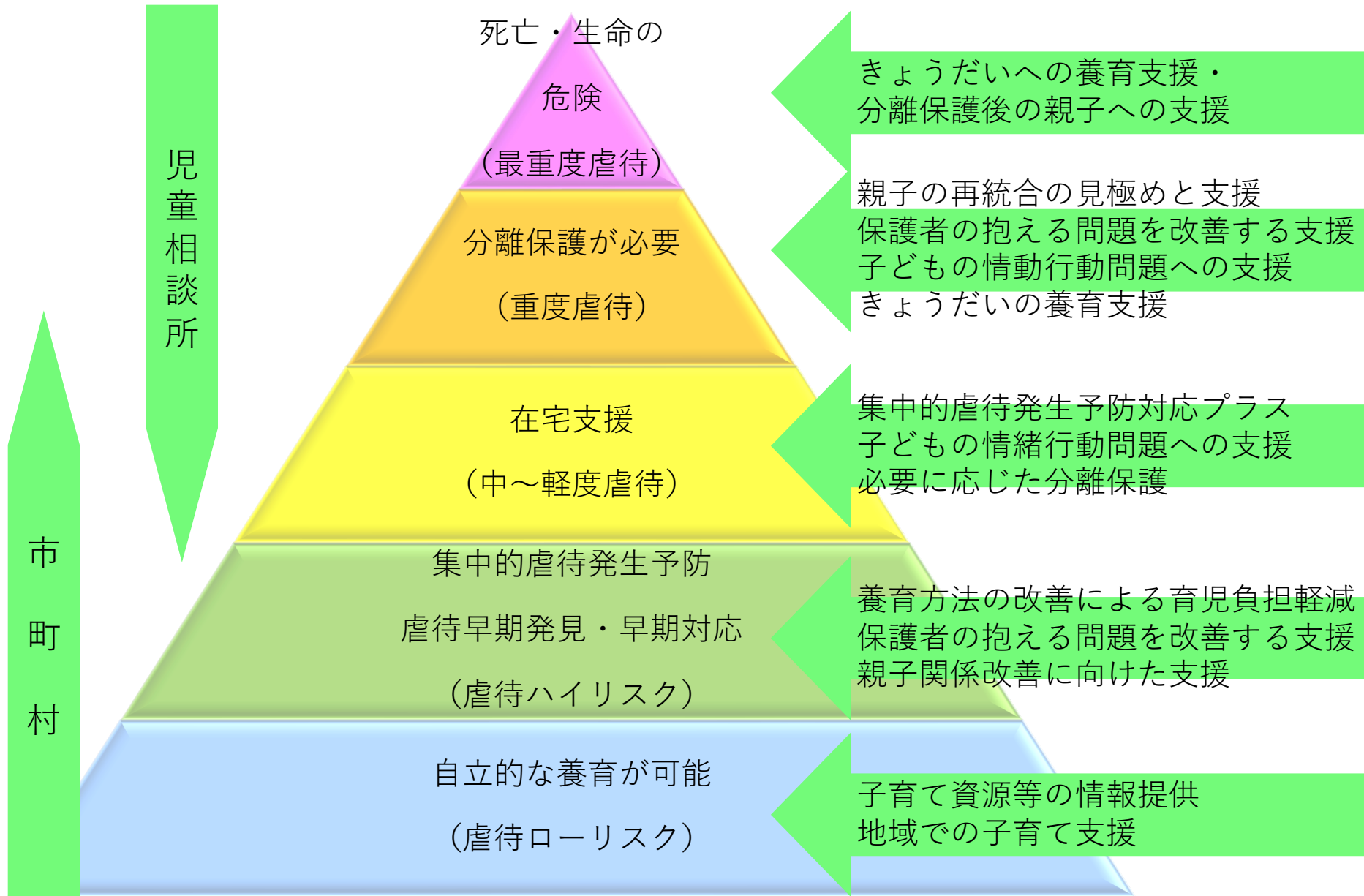
* DV

- 法律：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
対応機関：配偶者暴力相談支援センター
→ 相談支援、情報提供、一時保護、自立支援等を実施
入所施設：母子生活支援施設
→ 入所者の約半数はDV
→ 入所後も母親と子どもの安全確保が必要

保育所等においては、
日頃の保育における在所確認の問い合わせ
個人情報の取り扱い
送迎時の子どもの引き渡し等に留意が必要

虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割

厚生労働省(2013)「子ども虐待対応の手引き (平成25年8月改正版)」





③外国籍の家庭への支援体制

外国籍家庭に対する妊娠・出産への支援

→13言語に対応した「すこやかな妊娠と出産のために」
を厚生労働省が配布

各自治体が外国語版母子健康手帳を交付

生活支援

→各自治体による通訳ボランティア、
医療通訳の派遣制度

多言語に対応した生活ガイド・防災マニュアル

日本語の学習支援

→国際交流会やボランティアが主催する

無料または定額の日本語教室

JSLカリキュラムによる日本語教育

※Japanese as a Second Language

日本語を母語としない子どもを対象として、

学習活動に必要な日本語で学ぶ力を育成することを

目的とした文科省による教育プログラム

自治体独自の日本語指導教室 等



障害のある子どもと 保護者への支援

* 障害への気づき

保育者が子どもの障害に気づくことは少なくない

→子どもの状態像を明らかにし
必要な医療や療育につなげる



保護者に子どもの障害を理解してもらう必要がある

保育者が障害の可能性を伝えることで、
保護者との関係が悪化する場合がある

なぜ、保護者との関係性が悪化するのでしょうか？

子どもの障害をとらえる視点では
保育者と保護者にどのような違いがあるでしょう？



保護者は、
必ずしも発達知識を持ち合わせているわけではない
発達の著しい乳幼児期には、
遅れと個人差の区別もつきにくい
保育者は集団の中で相対的に子どもの状態を理解する
のに対し、保護者は家庭でのわが子だけを見ている
ことがほとんど
保育所等と家庭では、子どもを取り巻く人間関係、
求められる生活内容も異なる



保育者と保護者それぞれが捉えている
子どもの姿に相違があることも少なくない

保育者が子どもの障害に気付いたときには
どのように伝えればいいのでしょうか？



保護者が子どもをどのように捉えているのかを把握する
園での子どもの様子を見てもらいながら、
保育者が気になっている事柄を丁寧に伝えていく

子どもの将来のために少しでも早く診断に結びつけたい



保育者としてごく自然な考えだけれど…

保護者に無理に障害を認めさせようとする、
必要な援助から子どもを遠ざけてしまうことにもつながる

大切なのは、

保護者とともにもその子の抱える生きづらさを理解し
よりよい生活環境を整えていくこと

診断名はその手がかりのひとつであり、
より適切な支援を受けるための医学的情報として捉えておく



* 障害の受容過程に寄り添い、支えること
保護者自身が障害の可能性を理解できたとしても、
現実には診断名がつくことは受け入れがたく、辛いこと

障害を受け入れる過程には、
ショック、悲嘆、自己否定、自責感などが伴い
大きな困難の中におかれる
障害を否定してくれる医師を求めるドクターショッピング
一度受け入れても他児と変わらない姿を見て再び否定する

保護者のこうした過程に寄り添い、支えていく姿勢が
子育ての最も身近なパートナーである保育者には求められる

また、
日常の子どもの肯定的な姿や変化をしっかりと捉え
障害ばかりに目が向きがちな保護者に
子どもが育っている事実を丁寧に伝えることも大切な役割

* 保護者の「困り感」と家族の理解

子どものためを思うがゆえの保育者の依頼や提案

→ 保護者に聞き入れられず、協力が得られない

→ 保護者の非協力的な態度に困難を感じる

→ 保護者はどのような感覚を感じている？

ex) 子どもの育てにくさ 体力的な負担
介護や通院の負担 ゆとりのなさ
経済的困難 将来への不安
夫婦間の意識のズレ 親族や世間の偏見
きょうだいの世話が十分にできない等

保育者が保護者の協力を得られず困ったときほど
保護者自身が困っていることに目を向け、
前向きに子育てに関われるよう支えていくことが大切

障害児の子育てに伴うさまざまな経験を分かち合う事のできる
当事者グループとの橋渡し
ピアサポートグループに関する情報提供 等も

有効な支援





* 保育所における他職種との連携
障害児の多くは、保育所への通園



病院や児童発達支援センターで
専門的治療や療育を受けている

子どもの生活を支えるためには、相互の連携が重要
専門職と情報共有
保育に関する助言を得る 等

連携を機能させるためには、
相互に施設・機関の機能やその職種の役割を理解する
専門用語の使用は控え、
他職種でも理解しやすい言葉を用いる




虐待を発見するために

意識的に親子の様子をよく観察することが大切
保育所保育指針では、次の4つを観察のポイントとしている

- ①子どもの身体の状態
- ②心や行動の状態
- ③不適切な養育状態
- ④親や家族の状態

着替えやオムツ交換時に傷やアザがないか
食事や入眠の仕方
親子関係はどうか

気になる場合には虐待チェックシートを活用し
虐待の可能性について把握する



虐待の疑いがある場合には

関係機関への通告が必要

児童福祉法による秘密保持義務との関係
→通告は秘密保持義務違反には当たらない

通告による保護者との関係悪化に対する懸念や罪悪感

保育者は子どもの最善の利益を
何よりも優先しなければならない

たとえ、愛情表現やしつけのつもりであっても
虐待は心身に有害な影響を与え、子どもの利益を損なう行為



虐待通告と保護者への支援

- * 通告は秘匿されるが、保育者だけが問題を把握している場合等、保育所からの通告であることが特定されやすい
 - 保護者からの不信につながることもある
 - 不自然な怪我を繰り返したり
不適切な養育が見られたりしたときには
業務上の義務として、保育者は専門機関に
連絡するというルールがあることを説明する
- * 保護者自身が虐待を認識している場合
 - 保護者自身が問題解決に向かうことができるよう
専門機関へつなげる
- * 保護者が専門機関との接触を拒否する場合は？
 - 子どもを奪われる不安、公共機関への不信 等
 - あくまでも問題解決に向けた支援が目的
問題解決のためにどのようなことが行われて
いるのかを丁寧に説明し
保護者を必要な支援につなげていく



関係機関との連携と保育者の役割

- * 通告をもって保育所等の役割が終わるわけではない
- * 通告後もそれまで通り保育所に通ってくるものがほとんど
→引き続き親子への支援が求められる
- * 保育所等は要保護児童対策地域協議会を通して、
情報共有
支援方針の協議
定期的な出席状況の報告
記録作成
等を行う
- * 親子への直接支援では、
自分の所属する保育所等が対応可能な範囲と限界を理解し
保育所等内で問題を抱え込まないことが大切
- * 専門機関は、保護者への相談支援を行う一方で
必要があれば保護者の意に反する指導や強制的介入、
親子分離等を行う立場にあり、
必ずしも保護者と信頼関係が確立できるわけではない



* 信頼関係が確立できないと、専門機関は
保護者との接触や子どもの状況把握が困難が生じやすくなる

* 保育所等は、日々の通園を通して子どもの状況把握が可能
→虐待対応において非常に重要な役割を担っている



* 日々の保護者とのかかわり
→専門機関の介入による不安や混乱を受け止め支える役割

虐待家庭への支援では、早期発見の重要性から
子育ての問題ばかりが焦点化されがち

どんなに小さなことでも、
その保護者なりに子育てに取り組もうとする努力や意欲を認め
保護者がもっている力を引き出していくことも大切



多国籍の家庭への支援

生活上のさまざまな問題

* 言葉の違いによる問題

日本語が十分にできない
外国籍の保護者にとって、
日本での子育てには
さまざまな難しさを伴う

右の表の家庭のうち、
日本語が「よくできる」と回答した
保護者は全体の4割程度



外国籍の保護者の約半分は
程度の差はあるものの
コミュニケーション上の
困難を抱えている

家庭での使用言語(%)		
1	日本語	56.6
2	中国語	24.7
3	ポルトガル語	8.2
4	英語	8.2
5	韓国語	6.8
6	タガログ語	4.9
7	スペイン語	3.8
8	ベトナム語	0.9
9	アラビア語	0.7
10	バングラデシュ語	0.6
11	タイ語	0.6

出所：多文化子育てネットワーク(2012)
「第2回多文化子育て調査報告書」



バーバルコミュニケーションに困難があると？
病院の受診時、災害などの緊急時に
言葉が通じないという問題は深刻



通訳や周囲の助けにより
必要な医療・福祉サービスの利用、災害情報の入手

日常生活に必要なコミュニケーションが可能であっても…
生活情報の多くは文字情報
漢字、ひらがな、カタカナが混在する日本語の読み書きは
日常会話よりもはるかに難しく、
文字情報を読み取ることは容易ではない

文字情報が読み取れなければ、
豊富な支援が用意されていても、
そこにアクセスすること自体に困難が生じる



* 文化の違いによる問題

日本と外国ではどんな違いがあるでしょうか？

宗教、食事、習慣、衣服、子育て等
あらゆる面で価値観や生活様式が異なる



外国人にとっては、文化の違いが
さまざまな生活上の支障となり、
トラブルに発展することもある

スキンシップ、オムツの使用方法・使用期間
食事内容・マナー、衣服の調整、家庭訪問 等




保育所生活では当たり前に行なっていることだけど…



ex) 子どもの頭に触れることがタブーとされる地域
→ 子どもの頭を撫でることは大問題
プライバシーを大切にする国
→ 家庭訪問などは考えられないこと

他にも、男女の性差に対する考え方
数字やジェスチャーの意味の違い

日本で暮らす日本人にとっては
意識することすら難しく当たり前のことでも
外国籍の保護者には困惑や困難をもたらすことがあることを
保育者は理解しておくことが大切



外国籍の保護者への支援

* コミュニケーションに対する支援

言葉の違いは情報伝達や情報入手の問題だけでなく
人間関係や自己評価にも大きな影響をもたらす

ex) 不十分な日本語で相手を怒らせてしまう
他者から低くみられたりする等の経験
→ 人とのかかわりへの抵抗感
自尊心の低下につながる

保育所等で、日本人の母親のように十分にできない
→ 親としての自信を失うこともある

言葉の不自由さに伴うさまざまな困難を踏まえ
保護者の思いや意向を理解することが大切



また、
文字によるコミュニケーションは、日常会話以上に難しく
連絡ノートやおたよりの内容を理解することも容易でない



ひらがな、ローマ字、イラストを使用したり
実物を見せたりする工夫をする

保育所等の理念やルールと保護者の意向が衝突したら？
ルールを一方向的に守らせることに終始することなく
文化的背景を念頭に置きながら折り合いをつけていく

外国籍家庭は日本では
マイノリティとして周辺的に位置付けられ
常に日本文化への適応が求められている

外国籍の親子が中心に位置づけられ主体的に活動できる場
日本人が外国の文化を学び相互理解を深める機会も必要

外国籍の親子の受け入れを多文化理解の機会として捉え、
保育をより豊かにしていく工夫をしていく



多文化に育つ子どもと保護者への支援

保育所等での生活をとおり
子どもは生活習慣、慣習、礼儀作法、価値観等
日本の文化を取り込み
日本語も大人よりも早いスピードで習得していく



保育者側も1日も早く保育所等での生活に慣れてもらいたい
思いから、日本への同化を求めがちになる

しかし、
外国籍の子どもは必ずしも日本に定住するわけではない
いずれ母国に帰る場合には、
親の母語や文化の獲得が重要な問題



日本文化への適応過程において
子どもが母語を維持できずに
親子のコミュニケーションが難しくなる
親の持つ文化に否定的になったり
親子関係の悪化が生じることもある

保育者には、
将来的な見通し
子どもの母語の使用
生活習慣等に対する**保護者の意向**を捉えながら

複数の文化のなかで育つ子どもと
異なる文化を獲得していく子どもを育てる保護者の両者を支え
親子関係をつないでいく役割が求められる